

本資料は、市民懇談会での説明用に作成したものです。

## 【説明資料】

# 小平市高齢者保健福祉計画 ・ 小平市介護保険事業計画 (平成27年度～29年度)

## 素案

平成26年11月

※ [ ]内のページ番号は、計画（素案）本文のものです。

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景 [3ページ]

#### ① 超高齢社会の到来

小平市でも団塊の世代が65歳を迎え、高齢化率が21%を超えて、超高齢社会に突入しました。今後も、高齢化がさらに進行し、団塊の世代が75歳になる2025年（平成37年）に向かって、後期高齢者の急増も予測されています。

#### ② 超高齢社会の課題

高齢化の急速な進行に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増や虐待の危険性などの地域社会での問題に対し、社会全体でどのように取り組んでいくのかが大きな課題となっています。

#### ③ 地域包括ケアシステムの構築

可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、身近な地域で、「医療・介護・住まい・予防・生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が急務となっています。

#### ④ 2025年を見据えた計画の策定

国や東京都の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる2025年を見据え、「地域包括ケアシステム」の実現を目指す新たな計画を策定します。

### 2 計画策定の目的 [4ページ]

本計画は、小平市の高齢者保健福祉及び介護保険事業の運営にかかる基本理念・基本目標を定め、併せてその実現のための施策を定めるために策定するものです。

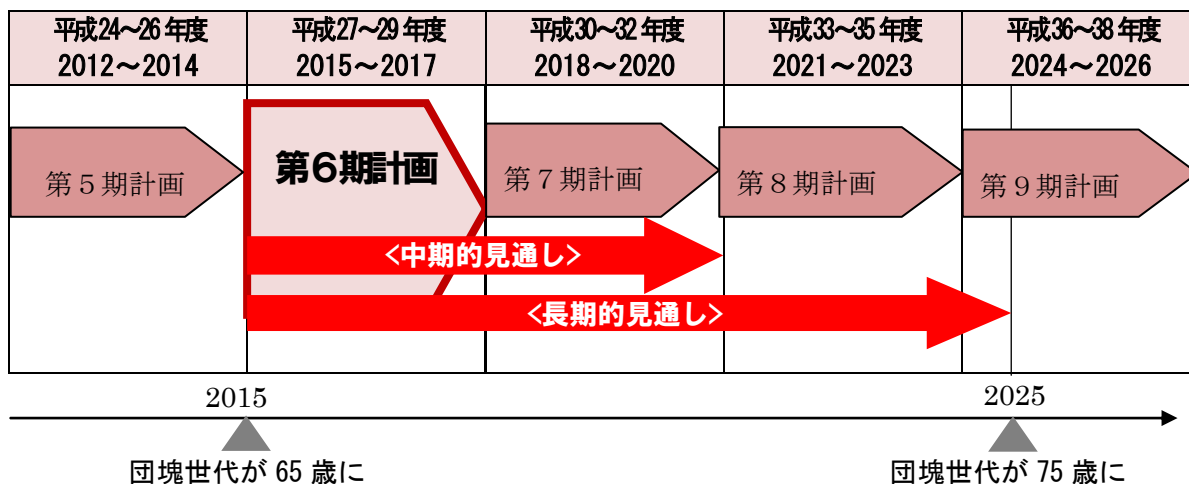
### 3 計画の位置づけ [4ページ]

高齢者保健福祉計画 … 老人福祉法第20条の8

介護保険事業計画 … 介護保険法第117条

#### 4 計画の期間 [5ページ]

平成27年度から29年度までの3年間とし、併せて団塊の世代が75歳になる2025年までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。



#### 5 介護保険制度の改正内容 [6ページ～]

介護保険制度については、計画の期間に合わせ、3年ごとに大きな見直しが行われます。

第6期計画に合わせて行われる今回の制度改正は、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化等のため、サービスの充実と重点化・効率化を一体的に行う、大幅なものとなっています。

##### (1) 地域包括ケアシステムの構築

###### サービスの充実

- ① 在宅医療・介護の連携推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 地域ケア会議の推進
- ④ 生活支援サービスの充実・強化

###### 重点化・効率化

- ① 予防給付（訪問介護・通所介護）の新しい総合事業への移行
- ② 特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上に限定

##### (2) 費用負担の公平化

###### 保険料軽減の拡充

- ・ 低所得者の保険料の軽減割合を拡大

###### 重点化・効率化

- ① 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ
- ② 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産等を追加

##### (3) その他

- ① サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用
- ② 居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲
- ③ 小規模通所介護の地域密着型サービス等への移行

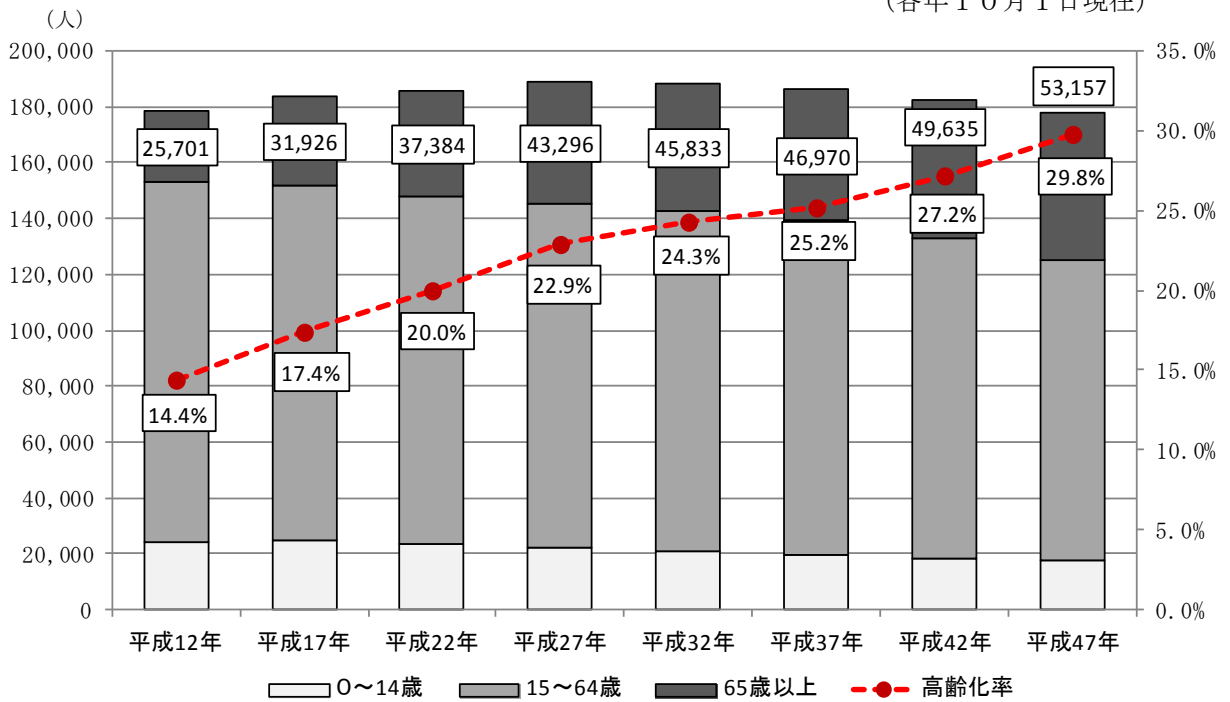
## 第2章 市の現状と課題

### 1 推計人口

#### (1) 市の人口及び高齢化の推移と推計 [11ページ]

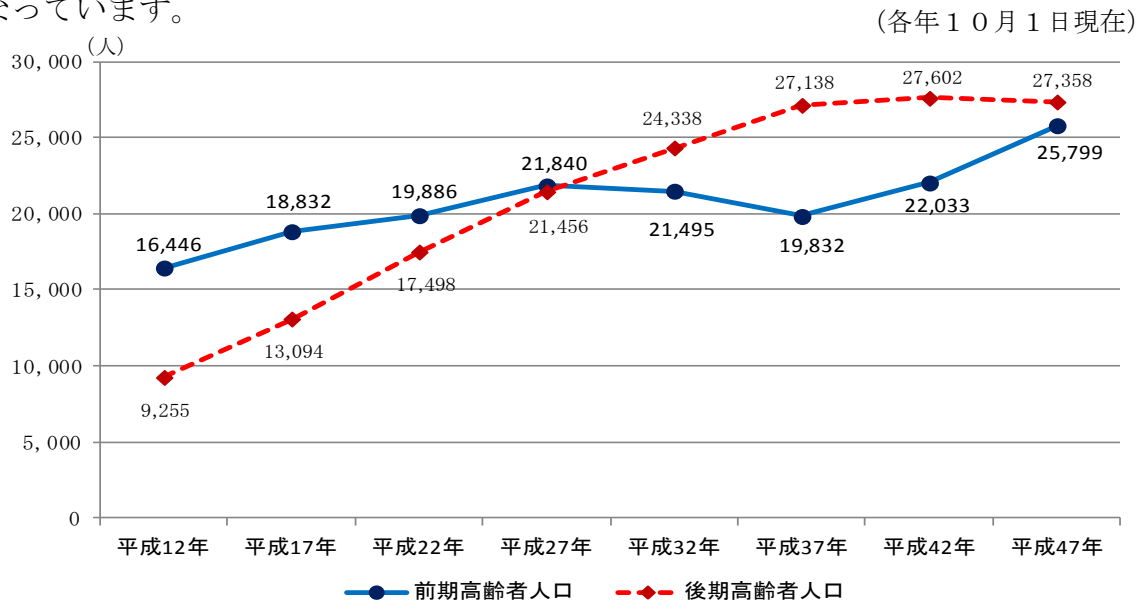
直近の国勢調査（平成22年）による小平市の総人口は、187,035人で、平成27年をピークとして、以後、漸減傾向となると推計されます。

一方、高齢者人口は37,384人、高齢化率は20.0%で、どちらも今後増加していくことが推計されます。平成47年には53,157人、29.8%にまで上昇するものと予測されます。



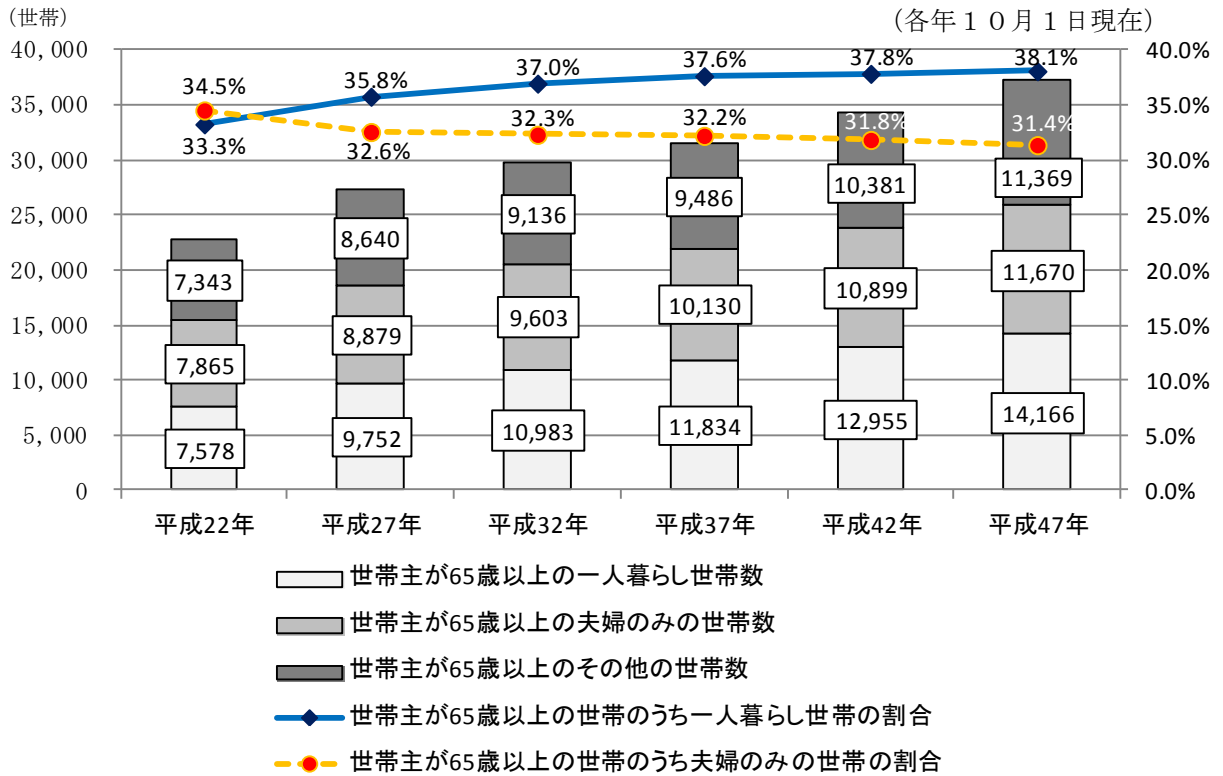
#### (2) 前期高齢者及び後期高齢者人口の推移と推計 [12ページ]

前期高齢者（65歳～74歳）及び後期高齢者（75歳以上）人口の推移を見ると、後期高齢者人口は平成37年までほぼ一貫して増加傾向にあり、平成32年には前期高齢者人口と逆転するものと推計されます。以後、平成47年までは、ほぼ横ばいとなっています。



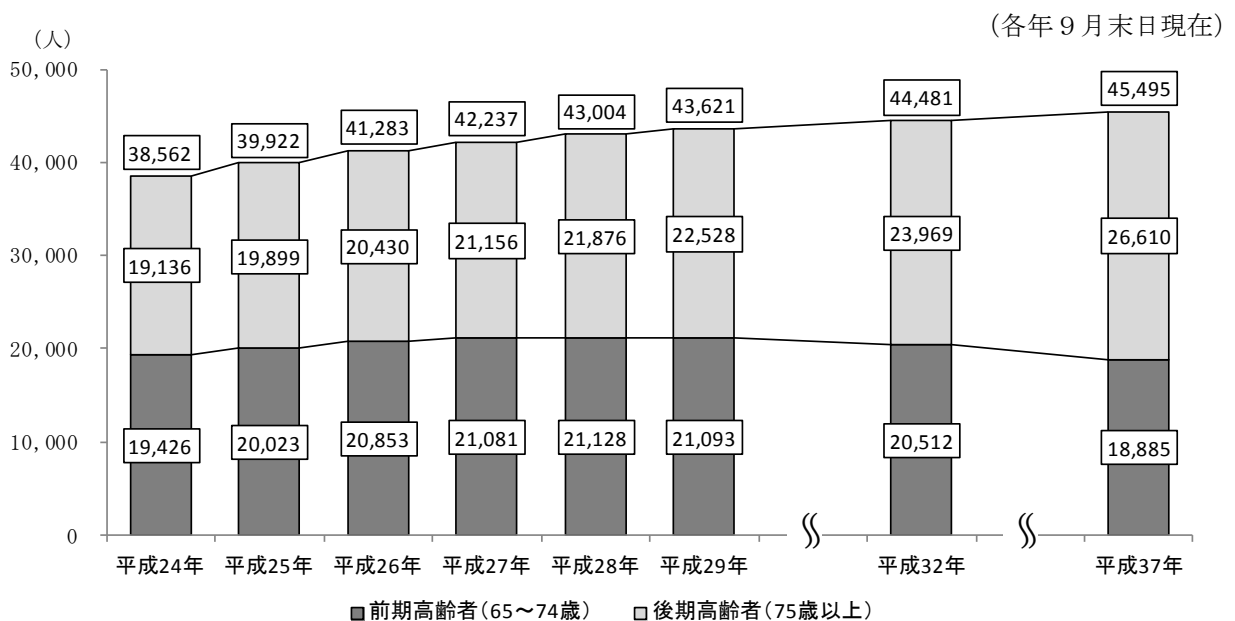
### (3) 高齢者世帯の推移と推計 [13ページ]

世帯主が65歳以上の一人暮らし世帯数は、今後増加するものと見込まれており、65歳以上の世帯に占める割合は漸増傾向になるものと推計されています。



### (4) 介護保険被保険者数（第1号被保険者数）の推移と推計（試算） [14ページ]

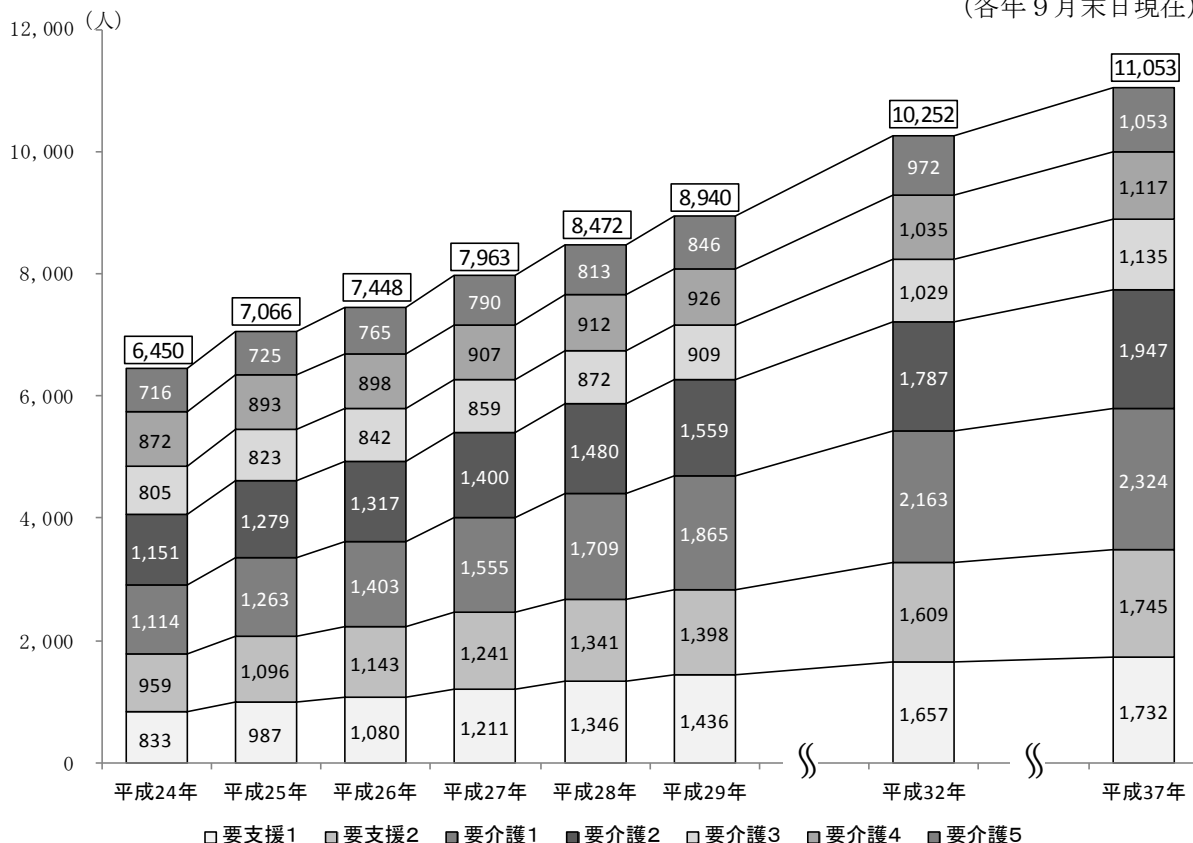
第1号被保険者数は、今後も増加し、平成37年には45,495人になるものと予測されます。特に後期高齢者（75歳以上）数の伸びが大きく、平成27年には前期高齢者（65～74歳）を逆転して、平成37年には26,610人になるものと予測されます。



(5) 要介護等認定者数の推移と推計（試算） [15ページ]

要介護等認定者数は、今後増加するものと見込まれており、平成37年には11,053人になるものと予測されます。

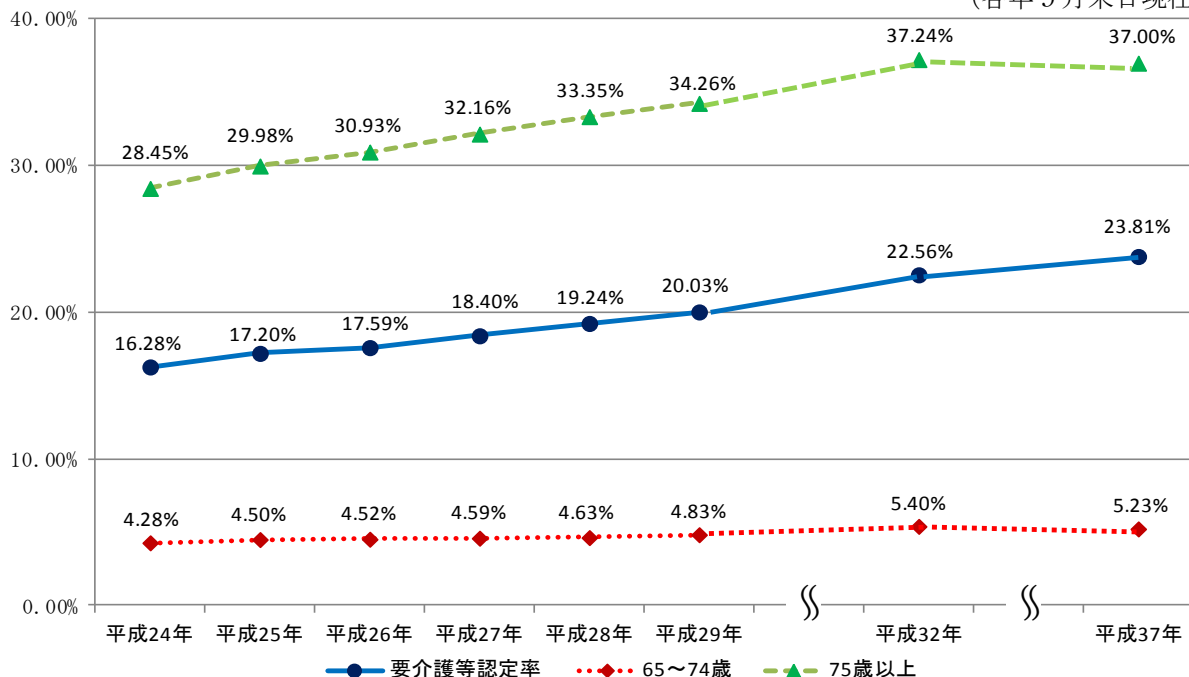
(各年9月末日現在)



(6) 第1号被保険者に占める要介護等認定者の割合（認定率）の推移と推計（試算） [16ページ]

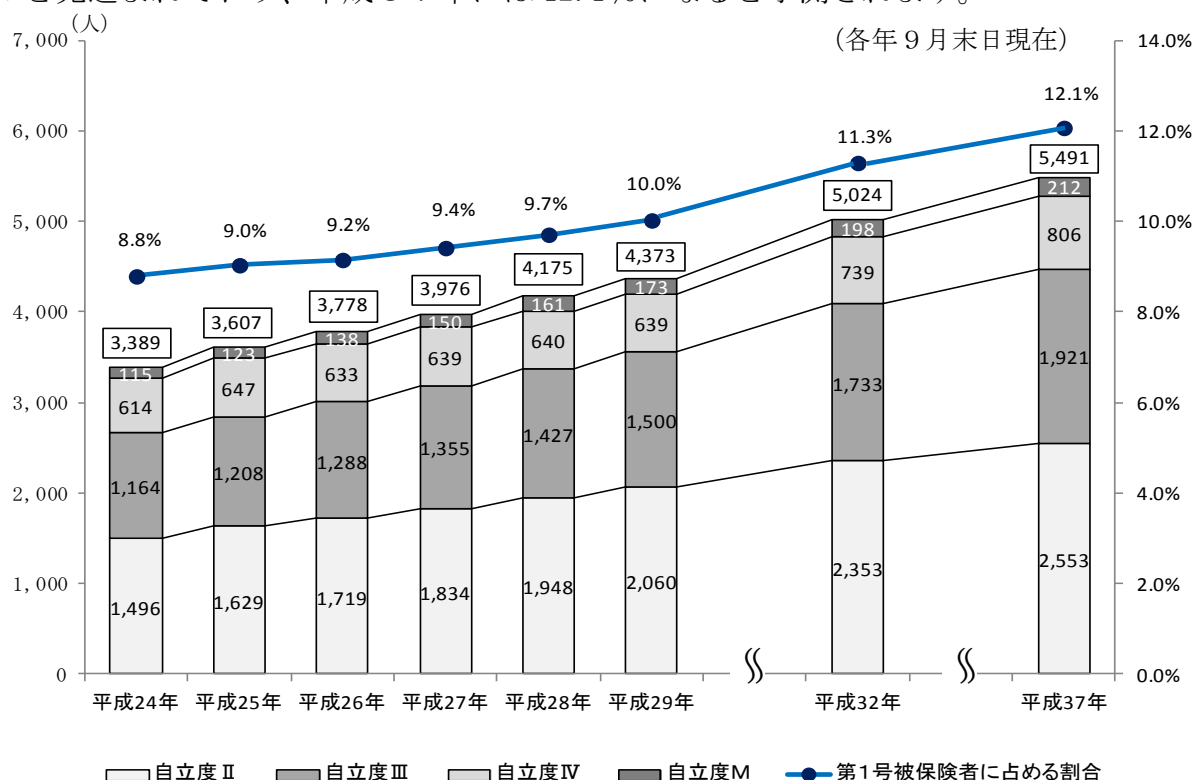
第1号被保険者に占める要介護等認定者の割合（認定率）は、今後上昇するものと見込まれており、平成37年には23.81%になるものと推計されます。75歳以上について見ると、平成37年には37.00%になるものと予測されます。

(各年9月末日現在)



## (7) 認知症高齢者数の推移と推計（試算） [17ページ]

認知症高齢者数は今後増加するものと見込まれており、平成37年には5,491人になると予測されます。第1号被保険者に占める認知症高齢者の割合も今後上昇するものと見込まれており、平成37年には12.1%になると予測されます。



## 2 日常生活圏域別の現状 [19ページ～]

次の項目について、日常生活圏域ごとの現状を示しています。

- ① 高齢者の状況（人口や高齢化率）
- ② 要介護等認定者の状況
- ③ 認知症高齢者の状況
- ④ 介護保険施設等の状況
- ⑤ 地域の担い手や交流の場の状況
- ⑥ 基本チェックリストの回答結果から見た各圏域別の状況

二次予防事業対象者（介護予防の必要な方）を把握するため、毎年、要介護・要支援認定者を除く65歳以上の高齢者に対して行う、基本チェックリストの回答結果から見た各圏域別の現状を示しています。

## 3 アンケート調査結果に見る高齢者の現状と課題 [29ページ～]

平成25年度に実施した「高齢者生活状況アンケート・介護保険サービス利用状況アンケート」の結果から、高齢者の現状と課題について分析を行いました。

## 4 高齢者施策の現状と課題 [38ページ～]

第5期計画（平成24年度～26年度）の各施策の取組状況から、小平市の高齢者施策の現状と課題について分析を行いました。

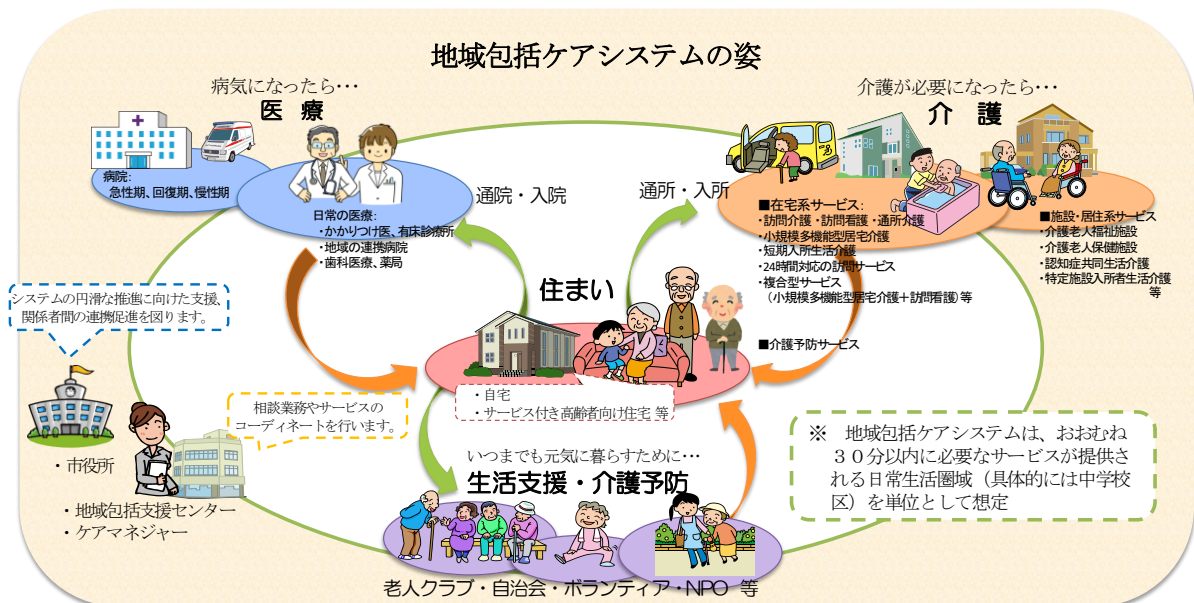
### 第3章 計画の基本的な考え方

#### 1～3 計画の基本理念・基本目標・施策の体系 [55ページ～]

小平市は、基本理念、基本目標を軸として、地域包括ケアシステムの考え方に基づいた5本の施策の柱に沿って、高齢者保健福祉施策・介護保険施策を総合的・体系的に推進していきます。

基本理念	基本目標	施策の柱	施策
住み慣れた小平で、いきいきと笑顔で暮らせる地域社会を目指して	(1) いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援 (2) 高齢者のニーズに応じたサービス提供の充実 (3) 地域でお互いに支え合い、誰もが暮らしやすいまちづくりの支援	1 介護予防や健康づくりの推進	(1) 生きがいづくり (2) 健康づくりや運動の推進 (3) 介護予防の推進
		2 生活支援サービスの充実	(1) 相談体制の推進 (2) 広報活動の推進 (3) 日常生活の支援 (4) 見守り体制の充実 (5) 権利擁護システムの充実 (6) 福祉のまちづくりの推進
		3 介護サービスの充実	(1) 在宅サービスの充実 (2) 施設・居住系サービスの整備 (3) 福祉人材の育成・支援 (4) サービスの質の向上と給付の適正化 (5) 介護家族の支援
		4 医療との連携強化	(1) 介護と医療の連携の推進 (2) 認知症施策における医療との連携
		5 住まいの確保	(1) 高齢者向け住宅 (2) 高齢者向け施設

#### ◆地域包括ケアシステムのイメージ図

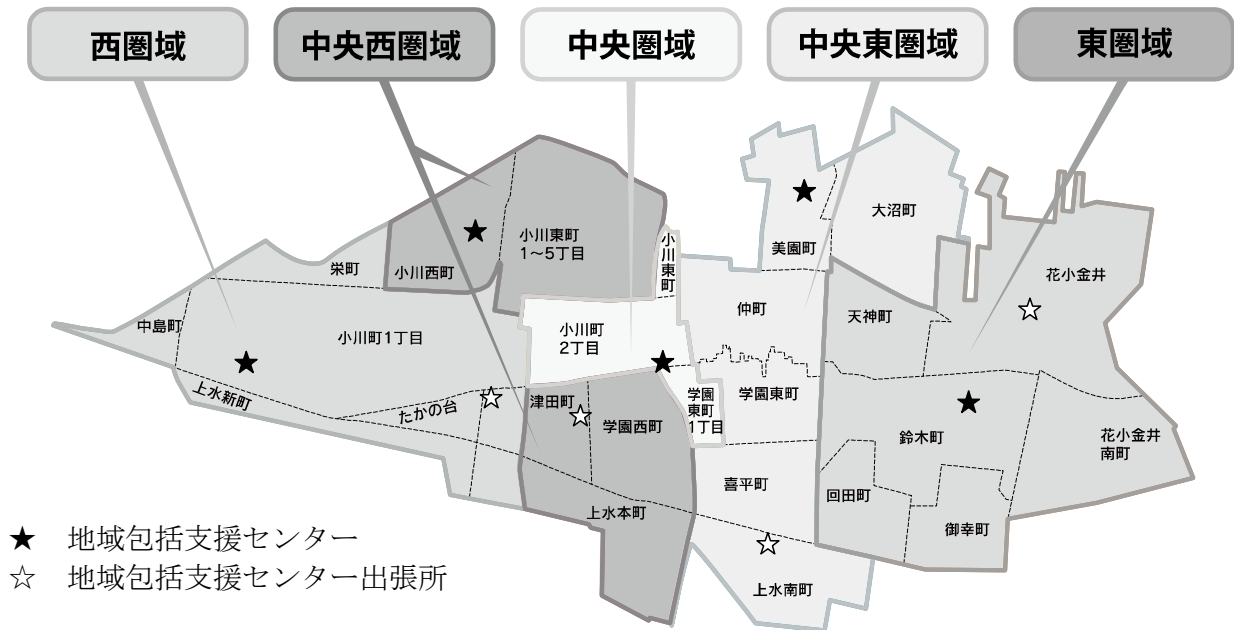


#### 4 日常生活圏域の設定と地域包括支援センター [60ページ～]

小平市では、市内を5圏域に区分し、圏域ごとの中核拠点として地域包括支援センターを設置しています。

第6期計画においても、この5圏域の考えを継承し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、それぞれの圏域の規模に応じた支援、相談、支え合い活動のしくみづくりを進めます。

また、基幹型の地域包括支援センターである中央センターが、地域包括支援センターの機能とセンター間連携の強化を図るとともに、地域で取り組みを行っている各地域包括支援センターのまとめ役として、支援及び指導を引き続き行なっていきます。



	西圏域	中央西圏域	中央圏域	中央東圏域	東圏域
町名	栄町1～3丁目 中島町 小川町1丁目 たかの台 津田町1丁目 上水新町1～3丁目 上水本町1丁目	小川西町1～5丁目 小川東町1～5丁目 津田町2～3丁目 学園西町1～3丁目 上水本町2～6丁目	小川東町 小川町2丁目 学園東町1丁目 (※)	美園町1～3丁目 大沼町1～7丁目 仲町 学園東町2～3丁目 学園東町 喜平町1～3丁目 上水南町1～4丁目	花小金井1～8丁目 天神町1～4丁目 鈴木町1～2丁目 花小金井南町1～3丁目 回田町 御幸町
地域包括支援センター	けやきの郷 ----- けやきの郷 たかの台 出張所	小川ホーム ----- 小川ホーム 四小通り 出張所	中央センター (基幹型)	多摩済生 ケアセンター ----- 多摩済生 ケアセンター 喜平橋出張所	小平健成苑 ----- 小平健成苑 花小金井 出張所

※ 中央圏域を担当する中央センターは、基幹型地域包括支援センターとして、各地域包括支援センターの統括や連絡調整、後方支援、人材育成も行うため、担当する日常生活圏域は小区域としています。



## 第4章 重点的な取組

本計画では、体系的に施策を推進する中で、施策を複合的に捉え、重点的な取組を3つ掲げ、中・長期的な見通しを踏まえ、取り組んでいきます。

これらの取組は、地域包括ケアシステム構築のために市町村が重点的に取り組むことが必要な事項として、国の基本指針に示されているものです。

### 1 介護予防・生活支援の基盤整備 [67ページ～]

高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、介護サービスだけでなく、要介護状態にならないようにするための介護予防や、見守りや家事・買い物などの生活支援も重要です。

今期計画では、新たに始まる介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の円滑な実施を図るとともに、見守り体制の充実に努めていきます。

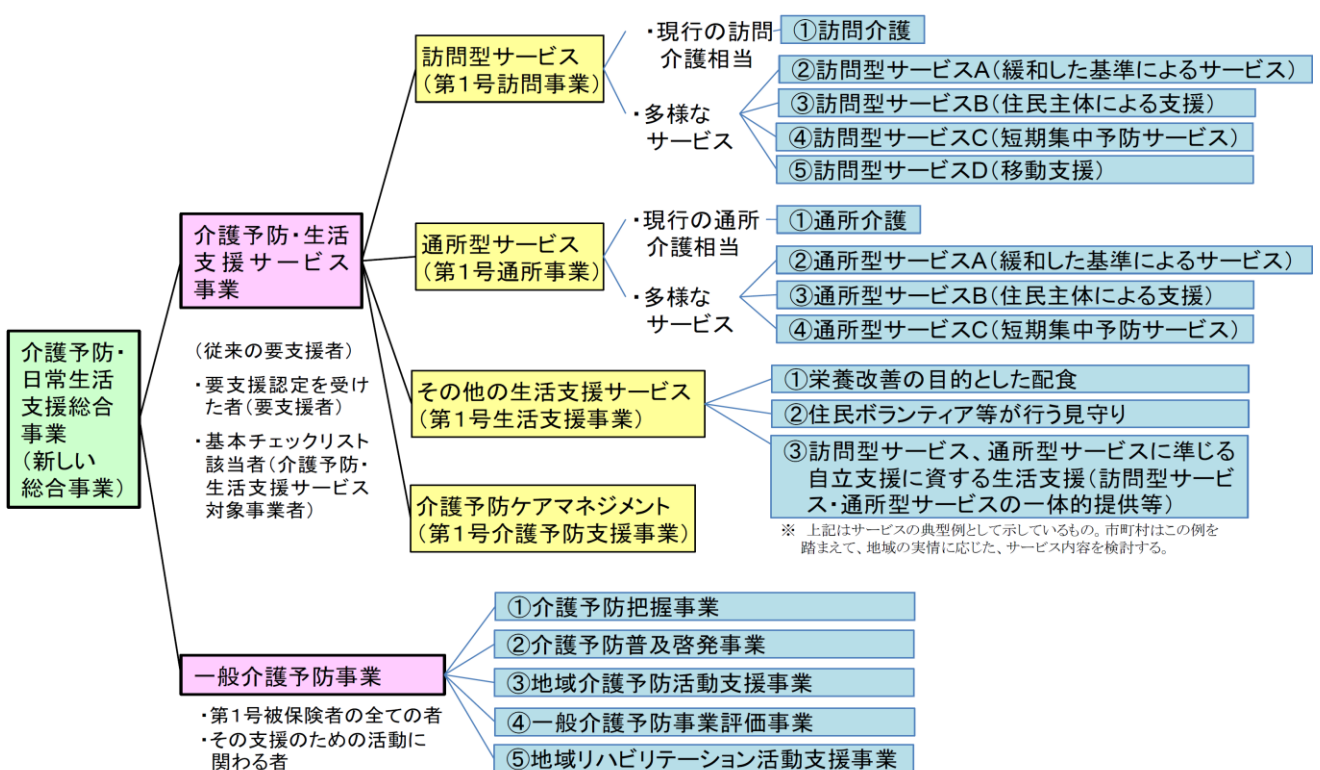
#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の整備

従来、要支援認定者に対し予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が移行される新しい総合事業では、生活支援コーディネーターの配置等を通じて地域の支え合いの体制づくりを推進し、サービスの多様化を図り、高齢者の多様なニーズに応えていきます。

#### ◆中・長期的な見通し(要支援認定者数の推移)

	実績値 (暫定値)		推 計 値 (暫定値)	
	平成 26 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
要支援 1	1,080 人	1,436 人	1,657 人	1,732 人
要支援 2	1,143 人	1,398 人	1,609 人	1,745 人
要支援認定者数合計	2,223 人	2,834 人	3,266 人	3,477 人

#### ◆新しい総合事業として検討する事業の体系図



◆新しい総合事業開始までのスケジュール(平成 29 年4月実施予定)

総合事業の実施は平成 27 年 4 月からとされていますが、サービスの充実には一定の時間がかかること、新制度への移行のための準備期間が必要なこと等も踏まえ、市町村において条例で定める場合には、その実施を平成 29 年 4 月まで猶予することができるものとされています。

本市でも、サービスの充実と新制度への移行のための準備期間が必要であることから、総合事業の実施は平成 29 年 4 月を予定しています。

◆新しい総合事業実施工程表(予定)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施事務手続	実施方針の策定	実施要綱の制定	4月 総合事業の実施	4月 全ての要支援認定者が総合事業に移行
		指定基準等の設定		
		単価・利用料の設定		
生活支援サービスの整備	地域資源の洗い出し	実施体制の確保		
	サービス創設の働きかけ			
	コーディネーター・協議体の設置検討	コーディネーター・協議体の設置		
市民への啓発等	新制度の事業者への説明			
		新制度の市民への啓発		

(2) 見守り体制の充実 [70ページ～]

地域の見守りについての普及啓発を図るとともに、地域における様々な社会資源を活用し、一人ひとりの高齢者の生活状況や意向に合わせた多様な見守りを実施していきます。

また、多様な活動主体が連携し、地域全体で見守りを進める必要があることから、様々な担い手や関係機関が参加する見守りネットワークを整備します。

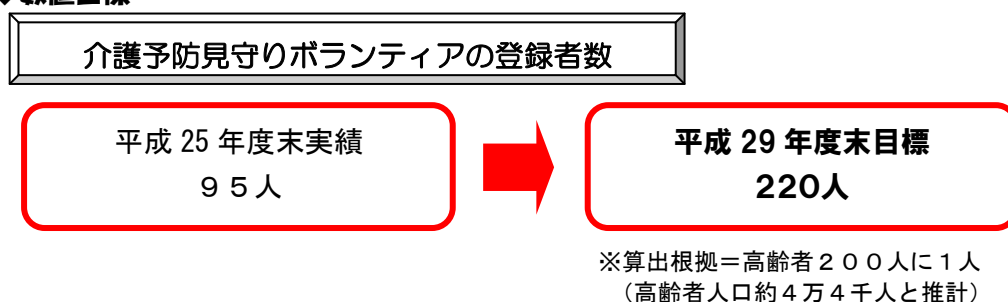
◆中・長期的な見通し(世帯主が 65 歳以上の一人暮らし世帯数の推移)

	実績値	推 計 値		
	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
世帯主が 65 歳以上の一人暮らし世帯数	7,578 人	9,752 人	10,983 人	11,834 人
65 歳以上世帯に占める割合	33.3%	35.8%	37.0%	37.6%

### ◆主な事業

事業名	掲載ページ
①介護予防見守りボランティア事業 【重点事業】	92ページ
②見守りサポーター養成研修事業	101ページ
③高齢者見守り事業	101ページ
④高齢者訪問給食サービス事業	98ページ
⑤高齢者緊急通報システム事業	99ページ
⑥おはようふれあい訪問	102ページ
⑦民生委員・児童委員活動	102ページ
⑧災害時要援護者避難支援体制の整備事業	102ページ
⑨地域住民の運営による交流の場との連携	102ページ
⑩見守りネットワークの整備 【重点事業】	102ページ

### ◆数値目標



## 2 認知症施策の推進 [73ページ～]

標準的な認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を作成し、医療・介護など地域の連携のもとで認知症施策を総合的に推進するとともに、認知症コーディネーターを配置し、認知症アウトリーチチームと連携しながら、認知症の早期発見・早期診断を図ります。

また、認知症サポーター養成講座の開催や認知症高齢者と家族の交流の場の提供、認知症に関する広報・啓発に努めることで地域住民の認知症の理解やネットワークづくりを進めていきます。

さらに、認知症サポーターの養成研修受講者のうち、積極的な活動を希望する方に活動の機会を提供し、地域を支える担い手として活躍していただきます。

### ◆中・長期的な見通し(認知症高齢者数の推移)

	実績値 (暫定値)	推 計 値 (暫定値)		
	平成 26 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
認知症高齢者数	3,778 人	4,373 人	5,024 人	5,491 人
第 1 号被保険者に占める割合	9.2%	10.0%	11.3%	12.1%

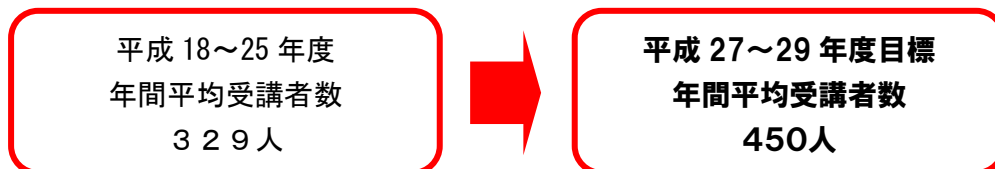
### ◆主な事業

事業名	掲載ページ
①認知症予防事業	92ページ
②もの忘れ相談医の周知	95ページ
③認知症相談会	96ページ
④高齢者虐待の早期発見・防止	103ページ
⑤成年後見制度	104ページ

⑥認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）	107ページ
⑦小規模多機能型居宅介護	108ページ
⑧認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	110ページ
⑨認知症サポーター養成講座【重点事業】	111ページ
⑩認知症高齢者や家族の交流の場	115ページ
⑪認知症早期発見・早期診断推進事業【重点事業】	117ページ

#### ◆数値目標

認知症サポーター養成講座の受講者数



### 3 在宅医療・介護連携の推進 [76ページ]

在宅医療・介護連携を推進するための資源の現状に関する情報収集を行い、介護サービス事業者及びかかりつけ医の機能を踏まえ、病院や診療所、クリニックなどの医療機関（以下、関係機関）のリストまたはマップを作成すること等によって、市民への普及啓発や、関係機関相互の情報共有を図るとともに、在宅医療・介護連携の関係者が参加する会議や研修会の開催などを通じて、多職種に及ぶ関係機関の連携を強化します。

また、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者のニーズに応じて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの充実と普及を図り、24時間、365日対応できる体制を構築していきます。さらに、医療・介護連携に基づいた認知症施策の充実にも努めていきます。

#### ◆中・長期的な見通し(在宅の要介護認定者数の推移)

	実績値	推 計 値 (暫定値)		
	平成25年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
在宅の要介護認定者数 (要介護1～5)	3,393人	4,240人	4,799人	5,209人

#### ◆主な事業

事業名	掲載ページ
①介護・医療連携推進事業【重点事業】	116ページ
②地域の医療・介護サービスの資源把握	117ページ
③在宅医療やかかりつけ医に関する地域住民への普及啓発	117ページ
④定期巡回・随時対応型訪問介護看護	106ページ
⑤歯科医療連携推進事業	117ページ
⑥認知症早期発見・早期診断推進事業【重点事業】	117ページ

#### ◆到達目標

在宅医養・介護連携の推進に係る取組の方向を踏まえ、平成30年4月からの本格的な実施に向けて、小平市介護・医療連携推進事業を核とした対応や、検討を行っていきます。

## **第5章 施策の取組**

本計画では、基本理念に基づいた基本目標に立ち、地域包括ケアシステムの構築を進めるために、下記5本の施策の柱を立てて、施策を展開していきます。

- ◆ 施策の柱
- 1 介護予防や健康づくりの推進
- 2 生活支援サービスの充実
- 3 介護サービスの充実
- 4 医療との連携強化
- 5 住まいの確保

### **1 介護予防や健康づくりの推進**

- (1) 生きがいづくり [85ページ～]
- (2) 健康づくりや運動の推進 [88ページ～]
- (3) 介護予防の推進 [90ページ～]

### **2 生活支援サービスの充実**

- (1) 相談体制の推進 [95ページ～]
- (2) 広報活動の推進 [96ページ～]
- (3) 日常生活の支援 [97ページ～]
- (4) 見守り体制の充実 [101ページ～]
- (5) 権利擁護システムの充実 [103ページ～]
- (6) 福祉のまちづくりの推進 [104ページ～]

### **3 介護サービスの充実**

- (1) 在宅サービスの充実 [106ページ～]
- (2) 施設・居住系サービスの整備 [109ページ～]
- (3) 福祉人材の育成・支援 [110ページ～]
- (4) サービスの質の向上と給付の適正化 [112ページ～]
- (5) 介護家族の支援 [115ページ～]

### **4 医療との連携強化**

- (1) 介護と医療の連携の推進 [116ページ～]
- (2) 認知症施策における医療との連携 [117ページ～]

### **5 住まいの確保**

- (1) 高齢者向け住宅 [119ページ]
- (2) 高齢者向け施設 [120ページ]

## 第6章 介護保険事業の見込量と介護保険料

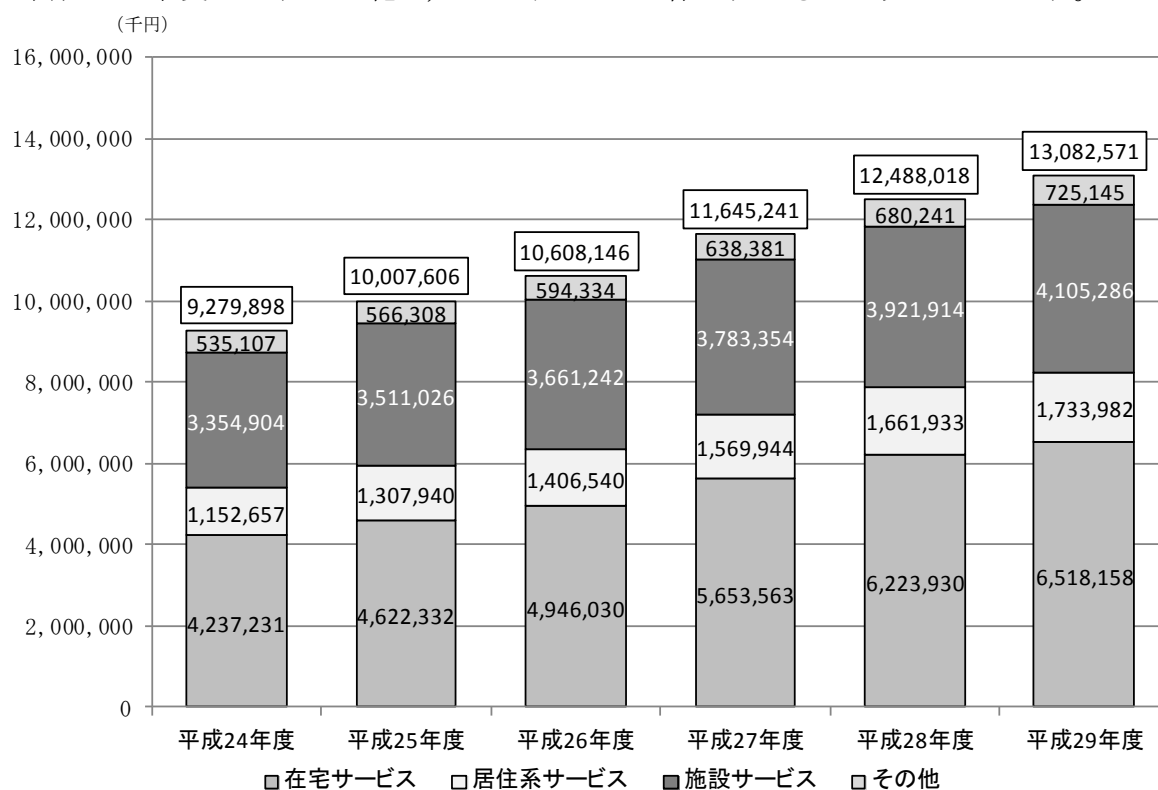
### 1 介護保険事業の見込量推計と保険料設定の流れ [123ページ]

第6期の介護保険事業の見込量及び第1号被保険者の介護保険料については、国から配布された「第6期介護保険事業計画用ワークシート」を使用して推計を行いました。

### 2 介護保険事業の見込量推計 [124ページ～]

#### (1) 保険給付費の推移と推計（試算）

認定者数の増加等に伴い、保険給付費は平成25年度の約100億800万円から、平成29年度には約130億8,300万円にまで増加するものと見込まれます。



#### (2) 地域支援事業費の推移と推計（試算）

地域支援事業については、新しい総合事業の開始時期を平成29年4月と想定し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の移行による事業費の増加分を見込みます。

(単位：千円)

	第5期実績			第6期推計		
	24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）	59,929	73,687	79,442	102,938	105,396	448,435
包括的支援事業・任意事業	170,105	173,634	181,395	199,756	209,256	237,756
地域支援事業合計	230,034	247,321	260,837	302,694	314,652	686,191

### 3 介護保険料 [126ページ～]

#### (1) 介護保険の財源

介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・東京都・小平市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。

#### (2) 介護保険料算出の手順

平成27～29年度における保険給付費や地域支援事業費、第1号被保険者数の推計等を基に、保険料を算出します。

#### (3) 第1号被保険者保険料（試算）

第6期（平成27～29年度）の保険料は、保険給付費等の増加により、上昇する見込みです。

保険料基準月額（試算）

	小平市	全国平均
第1期（平成12～14年度）	3,000円	2,911円
第2期（平成15～17年度）	3,200円	3,293円
第3期（平成18～20年度）	3,700円	4,090円
第4期（平成21～23年度）	3,600円	4,160円
第5期（平成24～26年度）	4,700円	4,972円
<b>第6期見込み （平成27～29年度）</b>	<b>5,500円程度 （※1）</b>	<b>5,700円程度 （※2）</b>

※1 最終的に保険料は、①介護報酬改定の影響、②介護給付費等準備基金の取り崩し、③利用料の2割負担等の影響などを踏まえて算定します。

※2 資料：第6回社会保障制度改革国民会議「社会保障に係る費用の将来推計について」

### 4 介護保険サービスの円滑な推進 [131ページ～]

#### (1) 低所得者への配慮

介護保険制度における低所得者対策は、制度の枠組みの中で、介護保険料の所得段階別徴収、高額介護（予防）サービス費の支給、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給、特定入所者介護（予防）サービス費の支給が設定されています。

また、負担軽減のための低所得者対策として、国・都制度としての生計困難者を対象とした介護保険サービス利用料の軽減や、小平市独自の低所得者対策としての介護保険料の減免、通所介護等の食費の助成事業を実施しています。

#### (2) 認定審査

認定調査の公正性・公平性の確保と認定調査員の質の向上、認定の迅速性の確保に努めます。

## **第7章 計画の推進体制**

### **1 計画推進体制の整備 [135ページ]**

#### (1) 計画の進行管理

保健・医療・福祉の関係者、介護サービス等の事業者、介護保険の被保険者、権利擁護・相談事業等を担う関係者、学識経験者等により構成される「小平市介護保険運営協議会」において、協議・検討を行い、介護保険制度の円滑な運営を図ります。

### **2 関係機関等との連携 [135ページ]**

高齢者保健福祉及び介護保険事業の円滑な推進を図るため、小平市社会福祉協議会、小平市シルバー人材センター、小平市医師会等との連携・協力関係を維持してまいります。

また、市内で活動するNPO、ボランティアサークル等の市民団体、自治会、高齢クラブ等の組織、協力関係にある民間企業等との連携・協働を推進してまいります。

さらに、地域全体で高齢者を支えていくために、様々な担い手同士をつなぐための会議等を開催し、情報共有と連携を推進してまいります。

### **3 国・東京都への要請 [136ページ]**

今後も、より一層利用者のニーズに応じた十分なサービスの供給が確保されるよう、国、東京都へ働きかけ等を行ってまいります。